

株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に掲げる事項)

2021年2月19日

株式会社テクノ・セブン

2021年2月19日

東京都世田谷区池尻三丁目1番3号

株式会社テクノ・セブン

代表取締役社長 齊藤 征志

株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に掲げる事項)

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主であるTCSカンパニーズ株式会社（以下「TCSカンパニーズ」といいます。）から、2021年2月18日付で、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主の全員（但し、当社及びTCSカンパニーズを除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社の普通株式（以下「当社株式」といい、本売渡株主が有する当社株式を、以下「本売渡株式」といいます。）の全部をTCSカンパニーズに売り渡すことを請求（以下「本売渡請求」といいます。）することを決定した旨の通知を受け、同日開催の当社取締役会において、本売渡請求を承認することを決議いたしました。

本売渡請求に関する会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に掲げる事項は以下のとおりです。

記

1. 特別支配株主の名称及び住所（会社法第179条の5第1項第1号）

名称：TCSカンパニーズ株式会社

住所：東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号

2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項（会社法第179条の5第1項第2号）

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して、本売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）

該当事項はありません。

- (2) 本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、第3号）

TCSカンパニーズは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき2,000円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）

該当事項はありません。

- (4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）

2021年3月24日

- (5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）

TCSカンパニーズは、本売渡対価を、同社の現預金によりお支払いいたします。TCSカンパニーズは、本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有しており(公開買付け届出書の添付書類として2020年12月16日時点のTCSカンパニーズの預金残高証明書を提出しております。)、また、同日以降、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識しておりません。

- (6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件(会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号)

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて、当社が指定した方法により(本売渡対価の交付についてTCSカンパニーズが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

3. 本売渡対価の総額の相当性に関する事項及び本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないよう留意した事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項(会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第1号)

- (1) 本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項

本売渡請求は、TCSカンパニーズが2020年12月17日から2021年2月8日までを買付け等の期間として実施した当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。))の結果、TCSカンパニーズが当社の議決権の90%以上を保有するに至ったことから、当社株式(但し、当社が所有する自己株式を除きます。))の全てを取得し、当社株式を非公開化するための一連の取引(以下「本取引」といいます。))の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。))と同一の価格に設定されております。

当社は、当社が2020年12月16日に公表した「親会社であるTCSホールディング株式会社の完全子会社であるTCSカンパニーズ株式会社による当社株式に対する公開買付けに係る賛同意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」(以下「本意見表明プレスリリース」といいます。))の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、当社としても、TCSカンパニーズの完全子会社となることにより、シナジーの創出を見込むことができ、当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

当社は、2020年9月29日、TCSカンパニーズの完全親会社であるTCSホールディングス株式会社(以下「TCSホールディングス」といいます。))から本取引に関する協議を開始したい旨の申し入れを受け、本公開買付け価格の公正性その他の本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、2020年10月15日に、TCSカンパニーズ及びTCSホールディングス(以下、総称して「TCSカンパニーズら」といいます。))並びに当社から独立した第三者算定機関としてグローウィン・パートナーズ株式会社(以下「グローウィン・パートナーズ」といいます。))を、TCSカンパニーズら及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしてモリソン・フォースター法律事務所をそれぞれ選任しました。更に、2020年10月16日にTCSホールディングスから当社に対して本取引に関する提案書が提出されたことを受け、モリソン・フォースター法律事務所の助言も踏まえ、当社は、2020年10月28日付で、特別委員会(特別委員会の構成及び具体的な活

動内容等については、下記「（２）本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本取引に係る協議・交渉を行う体制を構築しました。

その上で、当社は、グローウィン・パートナーズによる当社株式の株式価値の算定についての説明及びモリソン・フォースター法律事務所の助言を踏まえ、特別委員会の意見、指示及び要請を最大限尊重しながら、ＴＣＳカンパニーズらとの間で複数回にわたる協議・交渉を重ねた上で、本取引の是非及び本取引の取引条件の妥当性について慎重に検討してまいりました。

その結果、当社としても、本取引によって当社がＴＣＳカンパニーズの完全子会社となることで、より強固で緊密な連携のとれた事業運営体制の下、（Ａ）ＴＣＳグループ（ＴＣＳホールディングス及びＴＣＳカンパニーズ並びに当社を含む連結子会社22社で構成される企業集団をいいます。以下同じとします。）としての柔軟で機動的な意思決定体制の構築、（Ｂ）ＴＣＳカンパニーズらをはじめとするＴＣＳグループとの人材交流の活性化、（Ｃ）システム開発ノウハウを共有することによる事業運営体制の盤石化、（Ｄ）ＴＣＳグループのアライアンス事業に所属する企業群と当社グループ（当社及び連結子会社1社で構成される企業集団をいいます。以下同じとします。）の連携による商品開発力の強化、並びに（Ｅ）上場維持コストの削減及び間接部門の業務効率化といったＴＣＳグループとの連携による事業シナジーの極大化を見込むことができ、当社の企業価値向上に資するものであると考えるに至りました。

当社は、当社とＴＣＳカンパニーズの親会社であるＴＣＳホールディングスとの間では、2003年3月に資本業務提携契約を締結し、ＴＣＳグループにおける製品開発ノウハウ、当社グループにおける顧客基盤等を相互に有効活用することで、様々な分野において営業力・競争力の強化・向上や経営の効率化を図ってまいりましたが、上場会社としての独立性や少数株主との間の利益相反の問題の観点から、両社の経営資源を相互に有効活用していくうえで、一定の限界が存していたと認識しております。そして、当社は、今後、当社グループを取り巻く事業環境の急速な変化に伴い、より一層、ＴＣＳグループとの連携を強化し、当社グループとＴＣＳグループのノウハウや人的資源、顧客基盤を含む経営資源を相互に、最大限有効に活用していくことが求められると考えております。この点、本取引による当社の非公開化を通じて、ＴＣＳカンパニーズの完全子会社となることで、ＴＣＳカンパニーズらと当社の少数株主との間の利益相反関係が解消され、柔軟で機動的な意思決定を行う体制が構築され、当社グループとＴＣＳグループの経営資源を相互に最大限有効活用するための前提が整うことになると考えています。

そして、当社は、本取引によって当社が非公開化されることにより、ＴＣＳグループ各社と当社における協業体制の構築とＴＣＳグループのコア事業であるＩＴソリューション事業への資源集中を通じて、当社グループが注力している産業用ロボット関連及び医療系装置関連、ＩｏＴ、ビッグデータ並びにＡＩ関連のソフトウェア開発の経験を活かしたプロダクトや、システム事業と事務機器事業のシナジーを働かせて、顧客に対して様々なソリューションの提供を実現することが一層促進されるものと考えています。

また、当社は、上場子会社として利益相反の問題に配慮しながら株主の皆様の利益に配慮するために慎重な意思決定を行わなければならないという制約が存在しており、目まぐるしく変化する経営環境に対して迅速に意思決定を行い、機動的に対応することが時に困難でありましたが、本取引によって当社が非公開化されることにより、ＴＣＳグループ内での大胆かつ効果的な人材交流の活性化が図られ、システム開発においてより高単価な案件を獲得するために必要不可欠である技術者の育成及び技術力の向上、ひいては当社におけるシステム開発体制の規模の強化、並びにシステム開発のノウハウの共有による各製品の付加価値の向上により、当社のシステム開発事業運営体制の盤石化を実現することが可能であると考えています。更には、当社が得意とするハードとソフトの融合による商品・サービスの提供に係るシステム開発能力と、ＴＣＳグループにおけるアライアンス事業における製品を、これまで以上に多方面で組み合わせることが可能

となると見込まれることから、かかる協業の中で、デジタル化が進展する産業分野においてコア技術の開発の実現可能性が高まると考えています。

更に、本取引による当社の非公開化に伴い、当社における上場維持コストの削減が可能となり、当社グループの間接部門の機能をTCSグループとして集約することで、間接部門の業務効率化が可能になると考えています。

以上を踏まえ、当社は、本取引によってTCSカンパニーズの完全子会社となること、当社の企業価値の向上に資すると判断いたしました。なお、当社は、本取引とアイレックス公開買付け（TCSカンパニーズによる株式会社アイレックスの普通株式に対する公開買付け）及びアンドール公開買付け（TCSカンパニーズによるアンドール株式会社（以下「アンドール」といいます。）に対する公開買付け）とはそれぞれ独立した取引であるという認識の下、当該判断に際しては、アイレックス公開買付け及びアンドール公開買付けについては特段考慮しておりません。

また、当社は、（i）本公開買付価格が、グローウィン・パートナーズによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの中央値を上回るものであること、（ii）本公開買付価格が、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQ市場における、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2020年12月15日の当社株式の終値1,274円に対して56.99%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）、同日までの過去1ヶ月間（2020年11月16日から同年12月15日まで）の終値の単純平均値1,304円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して53.37%、同日までの過去3ヶ月間（2020年9月16日から同年12月15日まで）の終値の単純平均値1,340円に対して49.25%、同日までの過去6ヶ月間（2020年6月16日から同年12月15日まで）の終値の単純平均値1,322円に対して51.29%のプレミアムがそれぞれ加算されており、親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても合理的な水準のプレミアムが付されていると考えられること、（iii）本公開買付価格の決定に際しては、下記「（2）本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、（iv）本公開買付価格が、上記措置が採られた上で、当社とTCSカンパニーズらとの間で協議・交渉が複数回行われた上で決定されていること、（v）本公開買付価格の決定にあたっては、当社は、当社とTCSカンパニーズらとの間における本取引に係る協議及び交渉の経緯並びに内容等を特別委員会に対して適時に報告を行い、特別委員会を開催して協議及び交渉の方針等を協議した上で、特別委員会は協議及び交渉の重要な局面で意見を述べ、当社は特別委員会の意見、指示及び要請を最大限尊重してTCSカンパニーズらと協議及び交渉を行っており、特別委員会がTCSカンパニーズとの交渉過程に実質的に関与した結果として、TCSカンパニーズから2,000円という本公開買付価格の最終的な提案を受けていること等を踏まえ、本公開買付けが、当社の株主の皆様に対して、合理的なプレミアムを付した価格での当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。なお、本公開買付価格は、当社の2020年9月30日現在の連結ベースの1株当たり純資産額（2,062円）を下回っているものの、純資産額は、会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の企業価値の算定においては重視することは合理的ではないと考えております。

以上の経緯の下で、当社は、2020年12月16日開催の取締役会において、モリソン・フォースター法律事務所から受けた法的助言及びグローウィン・パートナーズから2020年12月15日付で取得した当社株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、特別委員会から2020年12月15日付で取得した答申書（以

下「本答申書」といいます。)において示された特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら慎重に協議及び検討を行った結果、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本公開買付価格を含む本取引の取引条件は妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して、合理的なプレミアムを付した価格での当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

その後、当社は、2021年2月8日、TCSカンパニーズより、本公開買付けの結果について、当社株式1,390,545株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2021年2月16日(本公開買付けの決済の開始日)付で、TCSカンパニーズの所有する当社株式の議決権所有割合(注)は93.91%となり、TCSカンパニーズは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

(注) 議決権所有割合とは、当社が2020年11月13日に公表した第75期第2四半期報告書に記載された2020年9月30日現在の発行済株式総数(1,480,840株)から、当社が2020年11月13日に公表した「2021年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2020年9月30日現在の当社の所有する自己株式数(106株)を控除した株式数(1,480,734株)に係る議決権の数(14,807個)を分母として計算し、また、小数点以下第三位を四捨五入しています。

このような経緯を経て、当社は、TCSカンパニーズより、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、会社法第179条第1項に基づく本売渡請求を行う旨の通知を、本日付で受領いたしました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社は、本日開催の取締役会において、(i) 本売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、上記のとおり過程及び理由により、本取引は当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情は生じていないこと、(ii) 本売渡対価は本公開買付価格と同一の価格に設定されているところ、当該価格は、上記のとおり、下記「(2) 本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の本取引に係る取引条件の公正さを担保するための措置が十分に講じられた上で、特別委員会の実質的な関与の下、TCSカンパニーズとの間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であり、また、下記「(2) 本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されている等、本売渡株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であると考えられること、(iii) TCSカンパニーズは、本売渡対価を、同社の現預金により支払うことを予定しているところ、当社としても、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出されたTCSカンパニーズの預金残高証明書を確認することにより、2020年12月16日時点で同社が本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有していることを確認していること、また、TCSカンパニーズによれば、同日以降、本売渡対価の支払いに支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないことから、TCSカンパニーズによる本売渡対価の支払いのための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、(iv) 本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(v) 本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本売渡請求の条件等は適正であると判断し、審議及び決議に参加した当社の取締役全員一致で、TCSカンパニーズからの通知のとおり、本売渡請

求を承認する旨の決議をいたしました。

上記2021年2月18日開催の当社取締役会においては、当社の取締役8名のうち、高山正大氏はTCSカンパニーズ及びTCSカンパニーズの親会社であるTCSホールディングスの取締役を兼任していること、齊藤征志氏はTCSホールディングスの子会社であるシグマトロン株式会社、Total Computing Solutions of America, Inc.及び日東通信機株式会社の代表取締役社長、副社長及び取締役をそれぞれ兼任していること、小原覚氏はTCSホールディングスの関連会社である株式会社サイプレス・ソリューションズの取締役管理本部長を兼任していること、前川貴生氏はTCSホールディングスの関連会社の子会社であるムトーアイテックス株式会社の取締役を兼任していること、成田耕一氏はTCSホールディングスの関連会社であるMUTOHホールディングス株式会社の経理担当部長を兼任していること、北脇俊之氏はTCSホールディングスの子会社であるアンドールの取締役（監査等委員）を兼任し、かつTCSカンパニーズらのリーガル・アドバイザーである田辺総合法律事務所に所属していることから、利益相反回避の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、まず（ア）当社の取締役8名のうち、高山正大氏、齊藤征志氏、小原覚氏、前川貴生氏、成田耕一氏及び北脇俊之氏を除く、亀井康之氏と玉越雅志氏の2名の取締役において審議の上、その全員一致により上記の決議を行い、更に、当社取締役会の定足数を確保する観点から、（イ）兼任先とTCSホールディングスとの間の資本関係や兼任先における役職等に鑑み、高山正大氏、齊藤征志氏及び小原覚氏と比較して相対的に利益相反のおそれが高いと考えられる、前川貴生氏、成田耕一氏及び北脇俊之氏を加えた5名の取締役において改めて審議の上、その全員一致で再度上記と同様の決議を行うという二段階の決議を経ております。

また、上記取締役会における審議及び決議に参加した当社の取締役のうち、亀井康之氏は、TCSグループの出身ですが、当社のみ在籍してから3年以上が経過しており、また、本取引に関して、TCSカンパニーズ側で一切の関与をしていないことから、本取引における当社の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断し、上記取締役会における審議及び決議に参加しております。

以上のとおり、当社は、本公開買付価格と同一の価格に設定されている本売渡対価の総額その他の上記「2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項（会社法第179条の5第1項第2号）」の「（2）本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、第3号）」についての定めは相当であると判断しております。

（2）本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項

本売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、TCSカンパニーズ及び当社は、当社がTCSカンパニーズの完全親会社であるTCSホールディングスの連結子会社であり、本公開買付けに関する意見表明を含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当することを踏まえ、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、それぞれ以下の措置を実施しております。

また、上記「（1）本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」に記載のとおり、本売渡請求の承認に係る当社取締役会においては、利益相反回避の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、まず（ア）当社の取締役8名のうち、高山正大氏、齊藤征志氏、小原覚氏、前川貴生氏、成田耕一氏及び北脇俊之氏を除く、亀井康之氏と玉越雅志氏の2名の取締役において審議の上、その全員一致により上記の決議を行い、更に、当社取締役会の定足数を確保する観点から、（イ）兼任先とTCSホー

ルディングスとの間の資本関係や兼任先における役職等に鑑み、高山正大氏、齊藤征志氏及び小原覚氏と比較して相対的に利益相反のおそれが低いと考えられる、前川貴生氏、成田耕一氏及び北脇俊之氏を加えた5名の取締役において改めて審議の上、その全員一致で再度上記と同様の決議を行うという二段階の決議を経ております。

なお、TCSカンパニーズは、本公開買付けの公表日（2020年12月16日）時点において、TCSホールディングス並びに当社株式を所有するTCSホールディングスの親会社1社、兄弟会社2社及び子会社11社が当社株式876,400株（所有割合：59.19%）を所有していたため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（majority of minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（majority of minority）の買付予定数の下限は設定していなかったとのことですが、TCSカンパニーズ及び当社において以下の①乃至⑤の措置を講じていることから、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

また、以下の記載のうち、TCSカンパニーズにおいて実施した措置に関する記載については、TCSカンパニーズから受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

（i） 算定機関の名称並びに当社及びTCSカンパニーズとの関係

当社は、本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社及びTCSカンパニーズらから独立した第三者算定機関であるグローウィン・パートナーズより、2020年12月15日付で本株式価値算定書を取得しております。

なお、グローウィン・パートナーズは、当社及びTCSカンパニーズらの関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。また、特別委員会は、グローウィン・パートナーズの独立性に問題がないことを確認した上で、当社の第三者算定機関として承認しております。本取引に係るグローウィン・パートナーズの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。なお、当社は、グローウィン・パートナーズから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

（ii） 算定の概要

グローウィン・パートナーズは、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所JASDAQ市場に上場しており、市場株価が存在する観点から市場株価法を、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能である観点から類似会社比較法を、当社の将来の事業活動に基づく本源的価値を評価に反映する観点からDCF法を用いて当社株式の価値算定を行っております。上記各手法を用いて算定された当社株式1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価法：1,274円から1,340円

類似会社比較法：1,118円から1,697円

DCF法：1,798円から2,021円

市場株価法では、基準日を本株式価値算定書作成日である2020年12月15日として、東京証券取引所における当社株式の基準日終値1,274円、直近5営業日の終値単純平均値1,285円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,304円、直近3ヶ月間の終値単

純平均値1,340円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,322円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を1,274円から1,340円までと算定しております。

類似会社比較法では、国内上場会社のうち、当社の事業と類似するシステム開発やIT技術者の派遣を主たる事業として行う旭情報サービス株式会社、株式会社インフォメーションクリエイティブ及び株式会社SIGを類似会社として抽出し、EBIT及びEBITDAの倍率を用いて、当社株式の1株当たりの価値の範囲を1,118円から1,697円までと算定しております。

DCF法では、2020年9月末を基準日として、当社が作成した2021年3月期から2025年3月期までの5期分の当社の将来の収益予想及び投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2021年3月期第3四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を1,798円から2,021円までと算定しております。なお、割引率は14.12%から16.12%を採用しており、また、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は-0.25%から0.25%として算定しております。

グローウィン・パートナーズがDCF法の算定の前提とした当社の2021年3月期から2025年3月期までの5期分の事業計画に基づく連結財務予測は以下のとおりです。なお、グローウィン・パートナーズは、当社から受領した事業計画の数値のうち2021年3月期の実績及び計画の数値については、退職給付債務の計算方法の変更影響額を排除した数値を用いております。また、前提とした事業計画においては、大幅な減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2021年3月期においては、新型コロナウイルス感染症の流行による一時的な影響を織り込んでいることにより、2021年3月期の通期の営業利益(243百万円(注1))は前期(2020年3月期)比で約38.3%の減少となり、大幅な減益を見込んでおります。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果は、現時点において具体的に見積もることが困難であったため、以下の連結財務予測には加味していません。

(単位：百万円)

	2021年 3月期 (6ヶ月)	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期
売上高	1,547	3,181	3,401	3,636	3,832
営業利益	176	304	380	409	413
EBITDA	192	335	405	432	436
フリー・キャッシュ・フロー	110	231	282	298	306

(注1) グローウィン・パートナーズが当社から受領した事業計画の数値から退職給付債務の計算方法の変更影響額を排除して算出した2021年3月期の第2四半期までの実績の数値である営業利益67百万円及び2021年3月期の第3四半期以降の計画の数値である営業利益176百万円の合計の数値です。

(注2) グローウィン・パートナーズは、当社への本株式価値算定書の提出に際して、当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、当社の連結財務予測については、当社の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社及びT C Sカンパニーズから独立したリーガル・アドバイザーとしてモリソン・フォースター法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定の過程、意思決定の方法その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けております。

なお、モリソン・フォースター法律事務所は、当社及びT C Sカンパニーズらの関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。また、特別委員会は、モリソン・フォースター法律事務所の独立性に問題がないことを確認の上、当社のリーガル・アドバイザーとして承認しております。本取引に係るモリソン・フォースター法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社の取締役会において本取引（本公開買付けに係る当社の意見表明を含む。）を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、2020年10月28日、当社及びT C Sカンパニーズらから独立した外部有識者である小澤幹人氏（弁護士、港国際法律事務所）、前川健嗣氏（公認会計士、前川健嗣公認会計士事務所）及び湯浅奉之氏（公認会計士、湯浅公認会計士事務所）の3名によって構成される特別委員会を設置いたしました。なお、下記「④当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む）の承認」に記載のとおり、当社の社外取締役（4名）のうち、前川貴生氏はT C Sホールディングスの関連会社の子会社であるムトーアイテックス株式会社の取締役、成田耕一氏はT C Sホールディングスの関連会社であるMUTOHホールディングス株式会社の経理担当部長、小原覚氏はT C Sホールディングスの関連会社である株式会社サイプレス・ソリューションズの取締役管理本部長を兼任しており、また、北脇俊之氏はT C Sホールディングスの子会社であるアンドールの取締役（監査等委員）を兼任し、かつT C Sカンパニーズらのリーガル・アドバイザーである田辺総合法律事務所に所属していることから、当社は、特別委員会の委員については、当社の社外取締役ではなく、外部有識者から選任することが適切であると判断し、本取引と類似の案件における法律又は会計に関する経験及び知見を有する外部有識者として上記3名（小澤幹人氏、前川健嗣氏及び湯浅奉之氏）を特別委員会の委員として選任しました。また、当該委員は、設置当初から変更されておらず、委員の互選により、特別委員会の委員長として小澤幹人氏を選定しております。更に、特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支払われる固定報酬であり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

当社は、特別委員会に対し、（i）（a）本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、（b）本取引の取引条件（本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。）の妥当性、（c）本取引に係る手続の公正性の観点から、本公開買付けについて当社取締役会が賛同するべきか否か、及び、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきか否かを検討し、当社取締役会に勧告を行うこと、並びに、（ii）当社取締役会における本取引についての決定（すなわち、（a）本公開買付けに賛同の意見を表明し、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決定、及び、（b）本取引の一環として本公開買付け後に行われる株式売渡請求又は株式併合による完全子会社化手続に係る決定）が、当社の少数株主の皆様にとって不利益なものでないかを検討し、当社取締役会に意見を述べること（以下（i）及び（ii）の事項を「本諮問事項」といいます。）を諮問いたしました。また、あわせて、当社取締役会は、当社

取締役会における本取引に関する意思決定については、特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこととし、特別委員会が本取引の取引条件を妥当でないと判断した場合には、本取引に賛同しないこととすることを決議しております。更に、当社取締役会は、特別委員会に対し、(i)当社がTCSカンパニーズらとの間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限（必要に応じて、TCSカンパニーズらとの交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び、自らTCSカンパニーズらと交渉を行うことを含む。）、(ii)必要に応じて、自らの財務アドバイザー若しくは第三者算定機関及び法務アドバイザーを選任し（この場合の費用は当社が負担するものとする。）、又は、当社の財務アドバイザー若しくは第三者算定機関及び法務アドバイザーを指名若しくは承認（事後承認を含む。）する権限、及び(iii)当社の取締役、従業員その他特別委員会が必要と認める者から本取引に関する検討及び判断に必要な情報を受領する権限を付与することを決議しております。

特別委員会は、2020年11月4日より2020年12月15日までの間に合計7回（審議時間の合計約7時間）開催されたほか、各会日間においても、電子メール等の方法により、報告、協議及び検討がなされた上で、本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行いました。

具体的には、まず、グローウィン・パートナーズ及びモリソン・フォースター法律事務所を当社における独立した第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認した上で、(i)当社より提出された各資料に基づき、当社から、当社の事業の概要や業界動向、現在の経営課題、TCSカンパニーズの提案内容、本取引の目的、本取引に至る背景、本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の内容、当社の事業計画の作成経緯及びその内容等について説明を受けるとともに、これらに関する質疑応答を行い、(ii)TCSカンパニーズらから、本取引の背景・目的、本取引のスキーム内容、本取引の買付価格の算定根拠及び本公開買付けの条件、本取引後の経営方針、本取引の公正性担保措置等について説明を受けるとともに、これらに関する質疑応答を行いました。更に、特別委員会は、(iii)グローウィン・パートナーズより、当社株式の株式価値の算定についての説明を受け、これに関する質疑応答を行うとともに、(iv)モリソン・フォースター法律事務所より、本取引の手段面における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容等について説明を受け、これに関して質疑応答を行いました。また、特別委員会は、当社から、TCSカンパニーズらと当社との間における本取引に係る協議及び交渉の経緯並びに内容等につき適時に報告を受けた上で、特別委員会を開催して協議及び交渉の方針等を協議し、本公開買付価格につき、TCSカンパニーズから2,000円という最終的な提案を受けるに至るまで、複数回にわたり当社との間で協議を行い、意見を述べるなどして、TCSカンパニーズらとの交渉過程に実質的に関与いたしました。

特別委員会は、かかる手続きを経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2020年12月15日付で、委員全員一致の決議により、当社取締役会に対し、大要、以下の内容の本答申書を提出いたしました。

(I) 答申内容

- i 以下の(a)乃至(c)の観点から、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すべきであるとともに、当社の株主に対し本公開買付けに応募することを推奨すべきである。
 - (a) 本取引は当社の企業価値向上に資するものであって、本取引の目的は合理的なものであると考えられる。
 - (b) 本取引の取引条件（本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。）の妥当性は認められるものと考えられる。
 - (c) 本取引においては公正な手続を通じた当社の少数株主の利益に対する十分な配慮がなされているものと考えられる。
- ii 当社取締役会における本取引についての決定（すなわち、(a)本公開買付けに

賛同の意見を表明し、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決定、及び、(b) 本取引の一環として本公開買付け後に行われる株式売渡請求又は株式併合による完全子会社化手続に係る決定) が当社の少数株主の皆様にとって不利益なものでないと考えられる。

(II) 答申理由

- i 特別委員会は、以下の各事項を総合考慮して、本取引は当社の企業価値向上に資するものであって、本取引の目的は合理的なものであると考えるに至った。
 - 当社とTCSホールディングスとの間で2003年3月の資本業務提携契約締結以降、両者の経営資源を相互有効活用することによる営業力の強化や経営の効率化を図ることにより、当社を含むTCSグループ全体の企業価値向上に繋がってきたとする当社の認識は、経営指標全般を考慮すると不合理ではない。
 - 当社は、当社を含むTCSグループの中核事業が属する情報通信サービス産業においては、IoTの取込みの加速、AI、ロボット導入等の技術革新、或いは広く収集・蓄積されたビッグデータの活用によるデジタル化の進展などにより、市場規模が急拡大している一方で、技術革新・技術開発が活発化・高度化・広範囲化しており、競争が激化しているとの認識を抱いている。そのような急激に拡大・進展・変化していく事業環境下において、当社及びTCSグループが競争を勝ち抜くべく対応していくためには、当社を含むTCSグループ各社間における協業体制を現状よりも一層強固に構築し、中長期的な経営戦略に沿って、それぞれの強みを最大限に生かしていくことが必要不可欠であるとの考えについて、不合理な点はない。
 - 当社は上場会社として独立した立場から事業運営を行うべき立場にあるところ、親会社であるTCSホールディングスについてはTCSグループとの連携については、同社と当社の少数株主との間の利益相反の問題が伴うなど一定の限界があることは否定できず、また柔軟で機動的な意思決定の下で短期的な収支にとらわれない中長期的な経営戦略に沿って事業を推進していくことは必ずしも容易でないものと認められる。そこで、当社においては、TCSカンパニーズの完全子会社となることにより、(i) 柔軟で機動的な意思決定体制の構築、(ii) TCSグループとの人材交流の活性化、(iii) 当社中核事業における事業運営体制の盤石化、(iv) TCSグループとの連携による商品開発力の強化、(v) 上場維持コストの削減及び間接部門の業務効率化の各事項の事業シナジーを実現する必要があるとの判断に至ったとのことであるが、これらの事業シナジーの実現を図ること及び当該判断については、特段不合理な点は認められない。
- ii 特別委員会は、以下の各事項を総合考慮して、本取引の取引条件（本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。）の妥当性は認められるものとするに至った。
 - 当社は、当社及びTCSカンパニーズらから独立しており、株式価値算定業務について経験豊富なグローウィン・パートナーズに当社株式の株式価値の算定を依頼している。
 - グローウィン・パートナーズが作成した本株式価値算定書におけるDCF法による算定の前提とされている当社の事業計画の作成目的、作成手続及び内容について特に不合理な点は認められない。
 - 本株式価値算定書において採用された算定手法及び当該算定手法を用いた算定内容について特に不合理な点は認められず、本株式価値算定書の算定結果は信用できるものと判断されるところ、本公開買付価格である1株当たり2,000円は、本株式価値算定書の算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法による算定結果の上限を上回っており、また、DCF法による算定結果のレンジの中央値を上回るものである。
 - 本公開買付価格が、東京証券取引所JASDAQ市場における、本公開買付け

の実施についての公表日の前営業日である2020年12月15日の当社株式の終値1,274円に対して56.99%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,304円に対して53.37%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,340円に対して49.25%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,322円に対して51.29%のプレミアムがそれぞれ加算されており、親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても合理的な水準のプレミアムが付されていると考えられる。

- 本公開買付価格が、下記iiiに記載の措置が採られた上で、当社とTCSカンパニーズらとの間で協議・交渉が複数回行われた上で決定されており、また、特別委員会がTCSカンパニーズとの交渉過程に実質的に関与した結果として、TCSカンパニーズの当初の提案価格である1,715円から再提案価格である1,950円を経て最終的な提案価格である2,000円にまで引き上げられている。
- 本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(majority of minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の利益に資さない可能性があることから、本公開買付けにおいて、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」の買付予定数の下限が設定されていないことは、本取引の取引条件の妥当性を損なうものではないと認められる。
- TCSカンパニーズらからの説明によれば、当社を完全子会社化するために行われる本公開買付けの成立後のスクイーズアウト手続における取引条件についても、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定及び決定する予定であるとのことであり、同手続は、本公開買付けの成立後、本公開買付けに続く手続として行われることが予定されているもの（いわゆる二段階買収としての手続）であり、時間的に近接した両手続における取引条件が同一のものとなるようにすることは、本公開買付けの強圧性を排除する観点からも合理的と考えられる。

iii 特別委員会は、以下の各事項を総合考慮して、本取引においては公正な手続を通じた当社の少数株主の利益に対する十分な配慮がなされているものと考えに至った。

- 当社は、当社及びTCSカンパニーズらから独立した第三者算定機関であるグローウィン・パートナーズより本株式価値算定書を取得している。
- 当社は、当社及びTCSカンパニーズらから独立したリーガル・アドバイザーとしてモリソン・フォースター法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定の過程、意思決定の方法その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けている。
- 当社は、当社及びTCSカンパニーズらから独立した特別委員会を設置し、特別委員会に必要な権限を付与した上で、本答申書を取得している。
- 当社取締役会は、当社取締役会における本取引に関する意思決定については、本株式価値算定書の内容及びモリソン・フォースター法律事務所によるアドバイスを踏まえつつ、特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこととしている。
- 本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議する予定の取締役会においては、利益相反回避の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、まず（i）当社の取締役8名のうち、TCSカンパニーズ、TCSホールディングス又はTCSホールディングスの子会社、関連会社若しくは関連会社の子会社の役職員を兼任する高山正大氏、齊藤征志氏、小原覚氏、前川貴生氏、成田耕一氏及び北脇俊之氏を除く亀井康之氏及び玉越雅志氏の2名の取締役において審議の上、その全員一致により上記の決議を行い、更に当社取締役会の定足数を確保する観点から、（ii）前川貴生氏、成田耕一氏及び北脇俊之氏を加えた5名の取締役に於いて改めて審議の上、その全員一致で再度上記と同様の決議を行うという二

段階の決議を経る予定とのことである。なお、亀井康之氏はTCSグループの出身であるが、当社のみ在籍してから3年以上が経過しており、また、本取引に関してTCSカンパニーズ側で一切の関与をしていないことから、本取引における当社の意思決定に関して利益相反のおそれはないとの判断のもと、上記取締役会における審議及び決議に参加することは、本取引の公正性を損なうものではないと認められる。

- TCSカンパニーズは、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、33営業日に設定する予定であるとのことであり、このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことである。また、TCSカンパニーズと当社は、当社が対抗的買収提案者と接触等を行うことを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っていない。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む）の承認

当社は、上記「（１）本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」に記載のとおり、2020年12月16日開催の当社の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会においては、当社の取締役8名のうち、高山正大氏はTCSカンパニーズ及びTCSカンパニーズの親会社であるTCSホールディングスの取締役を兼任していること、齊藤征志氏はTCSホールディングスの子会社であるシグマトロン株式会社、Total Computing Solutions of America, Inc. 及び日東通信機株式会社の代表取締役社長、副社長及び取締役をそれぞれ兼任していること、小原覚氏はTCSホールディングスの関連会社である株式会社サイプレス・ソリューションズの取締役管理本部長を兼任していること、前川貴生氏はTCSホールディングスの関連会社の子会社であるムトーアイテックス株式会社の取締役を兼任していること、成田耕一氏はTCSホールディングスの関連会社であるMUTOHホールディングス株式会社の経理担当部長を兼任していること、北脇俊之氏はTCSホールディングスの子会社であるアンドールの取締役（監査等委員）を兼任し、かつTCSカンパニーズらのリーガル・アドバイザーである田辺総合法律事務所にも所属していることから、利益相反回避の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、まず（ア）当社の取締役8名のうち、高山正大氏、齊藤征志氏、小原覚氏、前川貴生氏、成田耕一氏及び北脇俊之氏を除く、亀井康之氏と玉越雅志氏の2名の取締役において審議の上、その全員一致により上記の決議を行い、更に、当社取締役会の定足数を確保する観点から、（イ）兼任先とTCSホールディングスとの間の資本関係や兼任先における役職等に鑑み、高山正大氏、齊藤征志氏及び小原覚氏と比較して相対的に利益相反のおそれが低いと考えられる、前川貴生氏、成田耕一氏及び北脇俊之氏を加えた5名の取締役において改めて審議の上、その全員一致で再度上記と同様の決議を行うという二段階の決議を経ております。

また、上記取締役会における審議及び決議に参加した当社の取締役のうち、亀井康之氏は、TCSグループの出身ですが、当社のみ在籍してから3年以上が経過しており、また、本取引に関して、TCSカンパニーズ側で一切の関与をしていないことから、本取引における当社の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断し、上記取締役会における審議及び決議に参加しております。

⑤ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

TCSカンパニーズは、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であ

るところ、33営業日に設定しているとのことです。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式についてTCSカンパニーズ以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、TCSカンパニーズと当社は、当社が対抗的買収提案者と接触等を行うことを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

4. 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定め相当性その他の本売渡対価の交付の見込みに関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第2号）

TCSカンパニーズは、本売渡対価を、同社の現預金により支払うことを予定しているところ、当社としても、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出されたTCSカンパニーズの預金残高証明書を確認することにより、2020年12月16日時点で同社が本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有していることを確認していること、また、TCSカンパニーズによれば、同日以降、本売渡対価の支払いに支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないことから、TCSカンパニーズによる本売渡対価の支払いのための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みはあると判断しております。

5. 本売渡請求に係る取引条件についての定め相当性に関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第3号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付され、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて、当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてTCSカンパニーズが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとされているところ、上記の本売渡対価の交付までの期間及び支払い方法について不合理な点は認められないことから、本売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第4号）

該当事項はありません。

以上